



金 沢 市 公 報

第 2 8 8 4 号 の 2

平成28年(2016年)11月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次

ページ

● 告 示

- 平成28年告示第175号（熊本県に住所又は居所がある者に係る市税の申告期限等の延長について）において別に告示で定めることとされている期日について (税 務 課) 1

告 示

●金沢市告示第318号

平成28年告示第175号（熊本県に住所又は居所がある者に係る市税の申告期限等の延長について）において別に告示で定めることとされている期日については、次の表の左欄に掲げる期限について、それぞれ同表の右欄に定める期日とします。

なお、地方税法（昭和25年法律第226号）又は金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）に基づく申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限で、その期限が平成28年11月30日以後に到来するもの（次の表に掲げる納期限を除く。）については、期限の延長は行いません。

平成28年11月11日

金 沢 市 長 山 野 之 義

対 象 と な る 申 告 等 の 期 限	指 定 す る 期 日	
(1) 平成28年度分の個人の市民税及び県民税（金沢市税賦課徴収条例第33条の2第1項の規定による普通徴収の方法によるものに限る。）の納期限	第1期	平成28年11月30日
	第2期	平成29年1月4日
	第3期	平成29年1月31日
	第4期	平成29年2月28日
(2) 平成28年度分の固定資産税及び都市計画税の納期限	第1期	平成28年11月30日
	第2期	平成28年11月30日
	第3期	平成28年12月28日
	第4期	平成29年2月28日
(3) 平成28年度分の軽自動車税の納期限	平成28年11月30日	
(4) その期限が平成28年4月14日から同年11月29日までの間に到来するもの（前3号に掲げる納期限を除く。）	平成28年11月30日	

平成28年(2016年)11月11日 印刷
平成28年(2016年)11月11日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄